

長野県障がい者社会参加推進協議会
会長 塩原 敬治 様

構成団体

社会福祉法人長野県身体障害者福祉協会
理事長 塩原 敬治 様

社会福祉法人長野県視覚障害者福祉協会
理事長 青木 勝久 様

社会福祉法人長野県聴覚障害者協会
理事長 松原 武 様

長野県手をつなぐ育成会
会長 中村 彰 様

特定非営利活動法人長野県精神保健福祉会連合会
理事長 草間 博 様

長野県知事 阿部 守一

要望書への回答について

令和7年12月25日付けで提出いただいた要望について、別紙のとおり回答します。

(問合せ先)
健康福祉部障がい者支援課在宅支援係 小林
電 話：026-235-7104（直通）
ファクシミリ：026-234-2369
電子メール：shogai-shien@pref.nagano.lg.jp

要　望　項　目　及　び　回　答

要望項目1 障害者福祉施策に係る予算の充実確保

〈回答要旨〉

高齢化等による社会保障関係費の増加により、国・県・市町村の財政事情は大変厳しい状況であり、人口減少下において、今後更に厳しさを増すことが見込まれております。

このような状況においても、障がいのある方が地域で安心して暮らしていくことができるよう、国の動向を注視しながら必要な予算の確保に努めるとともに、令和7年3月に策定いたしました長野県障がい者プラン2024に掲げた各種施策について、着実に推進してまいります。

また、市町村においても、障害福祉サービス等の必要な見込量や地域の実情を踏まえた障害福祉計画・障害児福祉計画が策定されており、同計画に基づいて福祉サービスが提供されているものと認識しています。引き続き、市町村と連携して障がい福祉施策を推進してまいります。

要望項目2 長野県社会福祉総合センター(仮称)の早期建設

〈回答要旨〉

御要望の「社会福祉総合センター(仮称)」については、各団体の活動状況等を踏まえた上で将来のあり方を検討してまいります。

要望項目3 災害が発生した際、障害者が安全に避難し、適切な支援を受けられる体制の構築を強く希望します

〈回答要旨〉

県といたしましても、災害時に要配慮者が安全に避難し、保健・医療・福祉分野が連携した適切な支援を受けられる体制の構築は重要であると認識しております。

このため、「災害発生時に障がい者がどこに避難するべきか」という点については、避難所の設置主体である市町村に対し、要配慮者の方々が迷うことなく迅速に避難できるよう、福祉避難所ごとの直接避難の可否、避難条件など、必要な情報の調査を行っており、調査結果は県ホームページに掲載する予定です。

また、市町村に対しては、要配慮者の避難場所・方法の明確化に対する意識を高めてもらえるよう、障がい特性に応じた避難方法の検討や平時からの情報提供について、引き続き働きかけてまいります。

さらに、県施設を含め、福祉避難所の指定が進むよう、市町村の取組状況など事例の共有を通じて、指定の促進に努めてまいります。

要望項目4 視覚障害者のデジタル化に係るICTサポーターの募集について

〈回答要旨〉

県が設置している「障がい者ITサポートセンター」は、ITに関する総合的なサービス拠点として、ITサポートコーディネーターを常勤で1名配置し、障がい種別を問わず、パソコン利用に関する相談対応やタブレット端末の講習会の開催など、ITを活用した就労を含め社会参加の促進を図るための支援を行っています。

ICTサポーターのボランティア募集に関しては、貴団体においてボランティアが担う技術的指導及び活動内容、マッチング方法等を検討いただき、その内容を踏まえ、県として協力の可能性を検討してまいりたいと考えております。

デジタル機器やサービスによって視覚障がい者の社会参加が進む一方、それらの情報は多種多様になっていますので、相談内容を丁寧にお聞きした上で関係機関と連携しながら対応していくとともに、当事者の方々の御意見も踏まえ、支援内容の充実が図られるよう努めてまいります。

要望項目5 災害発生時、当事者団体に名簿提供を締結することによって、当事者による戸別訪問が実現できるよう市町村長に働きかけてください。

〈回答要旨〉

すべての市町村において災害時要支援者名簿が作成されており、各市町村が関係する機関に共有されている状況は把握していますが、名簿の実効性は市町村が担うため、具体的にどの関係団体と共有するかについては、各市町村の実情に応じて実施されるものと考えております。

なお、災害時、安否確認や避難行動支援が必要な者については、救出救助を実施する機関や地域での「共助」による速やかな対応が不可欠であると認識しています。また、その後の生活再建に当たっては、被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握し、必要に応じ専門的な能力をもつ関係者と連携しながら、当該課題等の解消に向けて継続的に支援する「災害ケースマネジメント」が重要であると考えています。

この取組は関係機関と県・市町村が歩調を合わせて進めることが必要ですので、関連法令上の課題を整理するとともに、現場の実情に関する市町村との意見交換を行いながら関係機関との連携を深めていきます。

要望項目6 療育支援体制の実態調査を早期に実施していただきたい

〈回答要旨〉

療育ニーズの把握につきましては、障がい児支援の実態を把握するため、本年度、県自立支援協議会療育部会において、市町村の協力の下、調査を実施し、現在調査結果をとりまとめているところです。今後、調査結果を分析した上で、必要な対策を検討してまいります。

また、療育体制の整備については、「障がい児等療育支援事業」により、障がい児やその保護者等が身近な地域で専門的な療育指導や相談支援が受けられるよう、県内10圏域の基幹相談支援センター（障がい者総合支援センター）等に療育コーディネーターを配置し、各圏域の療育体制の整備に努めています。また、児童発達支援事業所は、5年前と比較して、事業所数で約1.5倍、利用者数で約1.4倍に増加しています。

引き続き、障害児福祉計画に基づき、必要なサービス提供基盤の整備を促進してまいります。

要望項目7 親なき後、安心して暮らせる地域福祉の充実について

〈回答要旨〉

令和7年4月1日現在のグループホームの整備状況は、住居数で732、定員は3,863人で、5年前と比較して、住居数で121、定員は675人増加しています。障がいのある方が地域で生活をする上で、その受け皿となるグループホームの整備は重要と認識しておりますので、引き続き、施設整備に対して財政支援を行うとともに、必要な財源の確保を国に対して働きかけてまいります。

また、孤立せずに地域で安心して自立した生活を継続できるようにするために、「精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を進めていくことが必要であると認識しております。引き続き、圏域の障がい者総合支援センターに精神障がい者地域生活支援コーディネーターや地域移行担当職員等を配置し、地域の医療機関や相談機関、事業者、行政等が連携を強化していく中で、精神障がい者が地域で孤立せず地域移行・定着ができるよう支援してまいります。

就労継続支援B型事業所には、サービス管理責任者を常勤専従で配置することが必要とされ、サービス管理責任者には、一定の実務経験と従業者に対する支援内容や権利擁護等を指導するための研修の受講が義務付けられています。

県としては、サービス管理責任者による従業者に対する教育の徹底や、事業所ごとに設置が義務付けられた虐待防止委員会による従業者研修の実施等を通じて、障がい特性の理解や適切な対応方法等支援の質の向上を促進するとともに、十分な対応が行われていない事業所に対しては、運営指導等を通じて指導してまいります。